

関連用語説明

※認知症地域支援推進員

- ・ 認知症施策推進総合戦略により認知症地域支援推進員の配置を推進する。
- ・ 医療介護総合確保推進法により、平成 30 年度には全ての市町村で配置を目標としている。
- ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、市、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
- ・ 専従、常勤の要件なし。
- ・ 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

※生活支援コーディネーター

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日の介護保険制度改正による、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的として、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人を配置

- ・ 配置は日常生活圏域ごととされており、市では 32 行政区への配置が目標

平成 28 年度は 13 地区の地域福祉ワーカーが生活支援コーディネーター業務を実施

※13 地区：第 3、古牧、大豆島、若槻、長沼、芋井、松代、川中島、更北、七二会、鬼無里、信州新町、中条

- ・ 地域包括支援センターとの連携を前提として配置
- ・ 資格要件無

《コーディネーターの役割》

1. 生活支援の担い手の養成、活動づくり、サービスの開発
2. 関係者のネットワーク化
3. 地域ニーズとサービスのマッチング

※地域福祉ワーカー

- ・ 地区の各種団体、組織等と連携して、福祉サービスや支え合い活動のコーディネート、地域福祉課題及び地域福祉ニーズに応じた支え合い活動の企画、普及、実施支援等の業務を行う方
- ・ 地区住民自治協議会に所属
- ・ 資格要件無し

※地域たすけあい事業コーディネーター

- ・ 長野市社会福祉協議会を事業主体とする、市民参加による家事援助、福祉移送サービスを行う、地域たすけあい事業で、サービスの需給調整を行う
- ・ 家事援助サービス：食事づくり、衣類の洗濯、居室の掃除等
- 福祉移送サービス：歩行が困難な者に対して行う福祉車両による通院等の移送支援
- ・ 事業は、地区住民自治協議会が実施し、コーディネーターは各協議会に配置